

宮 本 專 門 委 員  
提 出 資 料

民間資金等活用事業推進委員会第4回総合部会

平成16年2月24日

## 民間資金等活用事業推進委員会第4回総合部会

### 意見提出

専門委員 宮本和明（東北大学）

学務（卒業論文審査会）につき標記総合部会には出席はできませんが、せっかくの機会ですので、簡潔に意見のみ提出させていただきます。

#### 1. PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）関連

##### 1.1. 基本理念

- 1.1.1. **現状**：第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。
- 1.1.2. **課題**：実質的な問題は既に無くなっているとは思われるが、料金徴収を伴う事業を例としいることから、代表的な「理由」としては必ずしも適切とは思われない。
- 1.1.3. **提案**：（下線部を）「民間事業者が効率的かつ効果的に公共サービスが提供できるものについては、」等、理念に即した内容に修正する。

##### 1.2. 都市計画手続き

- 1.2.1. **現状**：多くの関連法制度と同じく明記がされていない。
- 1.2.2. **課題**：これまでのいわゆる「はこもの」事業においては大きな問題とは認識されていない。しかし、道路（街路）等の都市計画決定を要する都市施設や許可を要する開発行為に相当する事業においては、事業の成否を左右する大きな問題となる。都市計画決定はPFIの対象事業の事業プロセスを規定する重要制度であるので、是非とも何らかの記述が必要である。
- 1.2.3. **提案**：PFI法に概要を記述した条項の追加と、都市計画法にPFI事業に関わる条項の追加。これは**都市計画手続き**と関連して**環境アセスメント**（環境影響評価法）においても同様の問題を内在している。必ずしも法改正が必要かは明確ではないが、少なくとも都市計画決定、環境アセスメント実施の他、有料道路認可などと、**PFI事業の実施プロセスとのタイミングを整理**し、その問題点や解決方法（運用/法改正）を検討することは重要である。

##### 1.3. 土地取得

- 1.3.1. **現状**：事業の成否を決定づける用地取得に関する条文（第15条：土地の取得等についての配慮）に示す「適切な配慮」が必ずしも明確でない。また、土地収用法にもPFI選定事業者に関する規定がなされていない。
- 1.3.2. **課題**：未取得用地がある場合はその事業リスクが読めなくなり、実質的に事業化が困難である。
- 1.3.3. **提案**：**土地取得条項のより明確な記述**と関連する土地収用法の補足。前回検討時の経緯等について不明であるため。

#### 2. 技術的課題

##### 2.1. VFM計測

- 2.1.1. **現状**：必ずしも合理的にVFMが計算されているとは思えない事業が多く見られる。VFM計測におけるマニュアル的なものが存在しない。
- 2.1.2. **課題**：PSC自体を算定する具体的なデータ蓄積がない。事業がもたらす経済効果やいわゆるイコールフットディングを考慮していない。最大の項目であるべきリスクもほとんど考慮されていない。予算制約から遅

延する事業の早期供用効果等も全く考慮されていない。

- 2.1.3. 提案：英国のVFMマニュアルや評価ガイドンス（案）（2004年2月10日）の様な**マニュアル**を作成する。また、それに加えて、早期供用効果等の計測可能な「社会的便益の向上」をサービス水準の向上としてVFMに適切に考慮することも必要である。

## 2.2. リスク分析

- 2.2.1. **現状**：従来における公共事業等に関わるリスクデータはほとんど存在しない。
- 2.2.2. **課題**：PSC算定に際してはもちろん、PFI事業におけるリスク管理情報が極めて不十分である。
- 2.2.3. **提案**：PFI対象事業に関する**リスク実態調査**の実施とそのデータベース化。および、その計量分析方法の確立。さらには、リスク分析マニュアルの作成。公共事業における再評価、事後評価等の既存評価制度とのデータの共有や、リスク分析により有効なデータが収集できるよう公共事業所管省庁と調査内容や方式について連携・協議することが必要である。

## 3. PFI事業推進委員会の役割

### 3.1. モデル事業の推進

- 3.1.1. PFI法に第2条で「公共施設等」と定義された各施設での**モデル事業**の推進。

### 3.2. 技術的課題の検討

- 3.2.1. 2.に示した2項目をはじめとする**技術的課題検討のイニシアティブ**をとることが必要。

### 3.3. プロセスガイドラインの改正

- 3.3.1. **可能性検討調査**など、事前の調査検討は、PFI事業の実効性や有効性を判断や、これを高める上で、極めて重要な位置づけにある。しかしながら、**予算の執行タイミングの遅延と単年度予算主義**により、調査検討の実施タイミングが年度後半のみの数ヶ月に限定され、十分な検討が行えないことも少なくない。こうした**事前調査の問題点とその解決**等について、プロセスガイドライン等に盛り込む必要がある。

### 3.4. 公式意見表明に対する回答

- 3.4.1. ガイドラインに対する一般意見前回の総合部会で発言したが、PFI推進委員会に対して公式な表明があった意見に対しては、その実質的な対応を含めて**何らかの回答**をして行くことが必要と考える。

### 3.5. 適切な「言い換え用語」の提案

- 3.5.1. PFI関連用語の適切な**日本語への言い換え**が必要。
  - 3.5.1.1. PFI:民間主導公共事業
  - 3.5.1.2. PPP:官民協働事業
  - 3.5.1.3. VFM:財政支出価値
  - 3.5.1.4. PSC:従来型公共事業実質支出総額

## 4. 補足

### 4.1. 土木学会建設マネジメント委員会PFI研究小委員会の活動

- 4.1.1. 中間報告（2002年9月）以降も、インフラ事業を対象とした検討を続けており、これまでの検討結果に関しては本年3月末を目処に報告書のとりまとめを行っている。

### 4.2. 文責

- 4.2.1. 当然のことながら、このメモは個人の責任において提出している。